

第 22 期福島県内水面漁場管理委員会
第 1 回委員会議事録

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日時 | 令和 7 年 2 月 5 日（水） 13 時 30 分から 14 時 30 分まで |
| 2 | 場所 | 福島県庁本庁舎 2 階 第一特別委員会室（福島市杉妻町 2 番 16 号） |
| 3 | 出席者 | <p>（委員）片山亜優（会長）
熊田純道
穴澤敬子
武内佳之
中沢重一
石井弓美子
三木志津帆</p> <p>（書記）石田敏則（水産課主任主査）
新関晃司（水産課主査）
伊藤裕子（水産課技師）</p> <p>（県側）沖 野 浩 之 農林水産部長
山廻邊昭文 水産課長（書記長）
佐久間 徹 水産事務所長
後 藤 勝 彌 水産資源研究所長
渋谷 武 久 内水面水産試験場長
八 巻 大 吾 水産課技師</p> |
| 4 | 議事 | <p>（1）議案</p> <p>議案第 1 号 会長、会長代理の互選について
議案第 2 号 遊漁規則変更認可（内共第 8 号）について（諮問）
議案第 3 号 令和 7 年度目標増殖量について
議案第 4 号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について（協議）</p> <p>（2）報告事項</p> <p>ア 漁業権に係る資源管理状況等の報告について（報告）
イ 令和 6 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について（報告）</p> |

5 会議
(1) 開会
石田書記

定刻となりましたので、只今より第 22 期第 1 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の出席状況を御報告いたします。

本日は委員 10 名中、7 名の御出席をいただいております。

よって、本委員会は、漁業法第 173 条で準用する漁業法第 145 条第 1 項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 知事
挨拶
石田書記

開会にあたりまして、本日の会議を招集しました知事より御挨拶を申し上げます。

沖野部長

第 22 期第 1 回福島県内水面漁場管理委員会を開催するに当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃、本県の内水面漁業の振興と地域の発展のため多大な御尽力を頂いており、深く感謝を申し上げます。

このたび、第 22 期委員に就任いただきました皆様には、今後 4 年間にわたり、内水面漁業の振興のため、漁業法に基づくさまざまな事項の管理、調整にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、震災と原発事故以降、本県の内水面漁業は、出荷制限による活動自粛を強いられ、さらには、その後の新型コロナウイルスの感染拡大により、屋外レジャーである遊漁も外出自粛の影響を受け、遊漁人口が減少するなど、多くの困難に直面してまいりました。

また、組合員の減少、養殖飼料価格の高止まりなど、内水面漁業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。

このような状況の中、内水面漁業関係者が増殖事業を行うなど、たゆまぬ御努力により、魚が多く釣れる豊かな漁場が増え、内水面漁業の魅力が高まり、遊漁者の数は回復してきております。

県といたしましては、関係者の皆様と連携し、放射性物質検査体制の確保、種苗放流への支援、飼料購入経費への支援など、内水面漁業の振興に引き続き取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、豊かな御経験と優れた御見識により、的確かつ公平な漁場の管理・調整に努めていただきますようお願い申し上げます。

結びに、内水面漁業の発展と皆様の御健勝を心から祈念し、挨拶といたします。

令和 7 年 2 月 5 日、福島県知事、内堀雅雄代読でございます。

石田書記

ありがとうございました。なお、沖野農林水産部長は、他の公務のため、ここで退席いたしますことを御了承願います。

(3) 委員
及び職員紹
介

石田書記

本日は、第22期の初めての委員会ですので、ここで、委員の方々及び知事部局と委員会事務局の職員を御紹介申し上げます。議長席側から、漁業を営む者を代表する委員、次に、漁業を営む者を除く水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする委員、最後に、学識経験がある委員の順で、50音順に御紹介申し上げます。

まず、漁業を営む者を代表する委員であります。

熊田純道委員です。

次に、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を代表する委員であります。

穴澤敬子委員です。

武内佳之委員です。

中沢重一委員です。

なお、猪俣昭夫委員及び大堀一幸委員におかれましては、本日欠席となっております。

次に、学識経験がある委員であります。

石井弓美子委員です。

片山亜優委員です。

三木志津帆委員です。

なお、吉田真弓委員におかれましては、本日欠席となっております。

続きまして、知事部局と委員会事務局の職員を紹介いたします。

まず、知事部局です。

水産課長の山廻邊です。

なお、山廻邊は当委員会事務局の書記長を兼務しております。

水産事務所長の佐久間です。

水産資源研究所長の後藤です。

内水面水産試験場長の渋谷です。

水産課技師の八巻です。

次に、当委員会事務局の職員を紹介します。

書記の新関です。

書記の伊藤です。

最後になりましたが、私は水産課主任主査の石田でございます。当委員会事務局の書記を兼務しております。よろしくお願いいたします。

(4) 座席
確認

石田書記

議事に入る前に、各委員の座席についてお諮りいたします。

現在の座席は、便宜上、議長席から見て左側から漁業を営む者を代表する委員、次に、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を代表する委員、最後に、学識経験がある委員の順で 50 音順に配置したものです。

座席の配置は現在のままとし、次回委員会以降もこのとおりでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

石田書記

異議なしとの御意見ですので、当委員会は現在の座席配置のままで進めさせていただきます。

(5) 仮議長
の選出

石田書記

これより議事に入ります。

当委員会の議長は、当委員会運営規程で会長が務めることとなっておりますが、今回は最初の委員会であり、会長がまだ決まっておりません。

そのため、皆様にお諮りいたしますが、会長及び会長代理が選任されるまでの間、水産課長を仮議長として議事を進めたいと存じますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

石田書記

ありがとうございます。それでは、水産課長に仮議長をお願いいたします。

山廻邊課長

それでは、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(6) 議事
録署名人の
選出

山廻邊課長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

各委員

異議なし。

山廻邊課長

それでは、議事録署名人に熊田委員と三木委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(7) 議案
山廻邊課長

それでは議案に移ります。

議案第1号「会長、会長代理の互選について」を議題といたします。
資料1ページを御覧ください。

会長は、漁業法第173条で準用する漁業法第137条第2項の規定により、会長代理は漁業法施行令第13条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。

なお、事務局から追加の参考資料をお配りするので、事務局から追加の説明をお願いします。

伊藤書記

はい、議長。書記の伊藤です。

第17期から第21期までの委員名簿でございます。会長は二重丸、会長代理は丸で示しております。

会長には、福島県内水面漁業協同組合連合会会長から2期、大学等教育機関の委員から3期選任されている経過がございます。

参考にしてください。

山廻邊課長

ただ今の説明も参考に、御意見等ありましたら御発言をお願いします。

中沢委員

会長は、第21期においても会長を務められた片山委員に、会長代理は、全国的にみても大規模なこい養殖業を営んでいる熊田委員にお引き受けいただくのがよろしいかと思います。

山廻邊課長

ただ今、中沢委員から会長に片山委員を、会長代理に熊田委員をとの御推薦がありましたが、他に御意見はございませんか。

各委員

(なし)

山廻邊課長

他に御意見なければ、お諮りいたします。

片山委員を会長に、熊田委員を会長代理とすることについて、委員の皆様の手ををお願いします。

各委員

(委員7名中、7名挙手)

山廻邊課長

全会一致ですので、会長に片山委員、会長代理に熊田委員と決定しました。

会長が決まりましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

石田書記

ありがとうございました。

片山会長には、これより先の議事進行についてよろしく願いいたします。

す。それでは、議長席にお移り下さい。

まず初めに、片山会長に就任の御挨拶をお願いいたします。

片山会長

このたび、会長を引き受けることとなりました片山です。

今後4年間、委員の皆様の御協力のもと、福島県の内水面漁業、養殖業の振興に貢献していけるよう、当委員会として、忌憚のない意見を交わしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

石田書記

ありがとうございました。

それでは、ここから先の議事の進行をよろしくお願いいたします。

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第8号）について」を議題といたします。

本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明願います。

山廻邊課長

はい、議長。水産課、山廻邊です。

議案第2号、遊漁規則変更認可（内共第8号）について説明いたします。資料2ページを御覧ください。

令和7年1月17日付け6生流第4030号で知事から貴委員会へ諮問しております。

木戸川漁業協同組合から申請のあった内共第8号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当から説明させますのでよろしくお願いいたします。

新関書記

はい、議長。水産課、新関です。

遊漁規則変更認可（内共第8号）の内容について説明いたします。

同じく資料2ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。

変更内容は、手釣及び竿釣に係る1日遊漁料の変更、現場加算額の変更、オンラインによる遊漁料納付方法追加の3点です。

資料3、4ページ、新旧対照表をお開きください。

変更部分に線を引いております。第7条の現場加算額、表中の手釣、竿釣の1日遊漁料を増額しております。

第7条第2項、第9条第1項及び、次のページの第2項にオンラインシステムの記載を追加しております。

資料5ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。

表の真ん中に、変更理由を記載しております。遊漁料増額の理由は主に2つあります。

1つ目は、組合員の高齢化や脱退が進み、組合員数が大幅に減少しており、賦課金や遊漁料の事業収入の減少が著しいため、遊漁料の改定により収益向上を図ることとしております。

2つ目は、アユ目標増殖量を参考にした適正量の放流、遊漁承認証オンライン化導入による利便性向上により遊漁料完全徴収の方策をとることとしながらも、資材等高騰により増殖に係る費用が増大しているため、現場加算額を増額し、収益向上を図ることとしております。

遊漁承認証のオンライン販売を追加する理由につきましては、遊漁承認証をオンラインで販売することで、組合事務所等で購入する必要がなくなるため、遊漁者の利便性が向上し、事前購入が促されるとともに、遊漁承認証販売事務に係る組合の管理負担が減少し、収益性の改善が見込まれるとしております。

一番下の、遊漁料の額が適当であるかの審査については、審査の結果、資料6ページに示す遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としております。なお、遊漁規則認可基準は、貴委員会に協議の上、県が定めたものでございます。

ここで、別添資料としてお配りしておりますA3サイズの1枚紙、議案第2号関係資料を御覧ください。審査内容をより詳細に記載しております。なお、漁業協同組合の収支等に係る内容も含まれているため、この資料は本日出席の皆様限りとしていただきますようお願いいたします。

資料の左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧であり、右側が具体的な実績値を記載しております。

「認可基準1、遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして、変更点はありませんので、審査の対象外となります。

「認可基準2、遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、(1)遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア、一般管理費の経費節減」、「イ、増殖事業の適正化」、「ウ、組合費の完全徴収」、「エ、遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていることとされております。

これらの項目について、事業報告書及び申請書に添付されていた理由書により審査しております。木戸川漁業協同組合においては、原発事故の影響により、アユ以外の魚種の遊漁ができないこと、所在不明の組合員が多いこと等の特別の理由があり、いずれもやむを得ないものであり、また、今後の方策も示してあるため、審査結果は「適」としております。

「(2)増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」につきましては、過去2年間の事業報告書から増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていることを確認し、「適」としております。

(3)同種漁業につき、現場加算額を除く遊漁料の額が次の範囲内にあることにつきましては、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっております。

なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。同種漁業の組合費130%以下の項目については、年券を対象とした項目となっており、今回の変更箇所には該当しませんが、念のため記載しております。

現行の遊漁料の150%以下の項目について、今回の1日遊漁料金の値上げは111.1%ですので、審査結果は「適」となります。

「(4)の1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」となります。

「(5)の1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましては、1日利用料金が年利用基本額の25%以下でありましたので、「適」となります。

なお、ここでいう年利用料金基本額とは、組合費の130%の額のことです。

「(6)現場加算額の増額改定は、「2(1)イ、増殖事業の適性化」及び「エ、遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行った上でも、なお必要とされる場合であることとなっております。

先ほども理由を説明したとおり、アユの適正量放流、遊漁承認証のオンライン化の取り組みをすることとしていますが、それでもなお増殖経費の増大がみられますので、審査結果は「適」としております。

最後に、(7)現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないことにつきましては、現場加算額は1日利用料金と同額であり、「適」としております。

以上が審査内容でございます。いずれの項目も審査結果は「適」でありました。

内共第8号木戸川漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

御審議よろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

各委員

(なし)

片山会長	無いようですので、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第8号）について」をお諮りいたします。 諮問のとおり変更認可することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（委員7名中、7名挙手）
片山会長	全会一致ですので、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第8号）について」を諮問のとおり認可することに異議無い旨、答申することといたします。 なお、答申につきましては、7ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。
片山会長	次の議事に入ります。 議案第3号「令和7年度目標増殖量について」を議題といたします。これは、当委員会が決定するものですので、事務局から説明をお願いします。
新関書記	はい、議長。書記の新関です。 議案第3号、令和7年度目標増殖量について説明いたします。 資料8ページを御覧ください。 1、目標増殖量の概要について説明いたします。まず前提として、漁業権の説明をいたします。 （1）漁業権とは、漁業法に基づき県が免許し、一定の水面において排他的に営むことができる権利です。内水面漁業協同組合に対しては、第五種共同漁業権を免許しております。（2）に説明しているとおり、第五種共同漁業権は、漁業法第168条において、当該内水面が増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖する場合でなければ、免許してはならないと規定されており、漁業協同組合においては、増殖の義務が生じることとなっています。 （3）目標増殖量とは、増殖しなければならない数量を漁業協同組合に示すものであり、本内水面漁場管理委員会が決定し、公示するものです。 2、県内合計増殖実績の表を御覧ください。 平成25年度から令和5年度までの魚種別の増殖実績及び令和5年度の目標増殖量達成率を示しています。後ほど報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」でも説明しますが、令和5年度はフナとアユを除き、目標増殖量を達成しております。 なお、未達成の理由として、フナは種苗確保ができないこと、アユは種苗高騰の影響や豪雨被害により放流できなかったこと等が理由です。

続いて、資料 9 ページ、目標増殖量変更の経過を御覧ください。

表 1 に、過去の変更の経過を示しております。直近では、令和 5 年度の漁業権免許切替に合わせ、数量の見直しを行っており、組合員数減少等による漁協経営の悪化を考慮し、コイ及びフナを平成 26 年度の 50%、マス類を 60%、ウナギ及びウグイを 40%としました。

表 2 に、魚種別の具体的な数量を載せてありますので、併せて御確認いただければと思います。なお、これは県全体の数量となっております。

続いて、資料 10 ページを御覧ください。

令和 7 年度目標増殖量の設定に係る事務局方針案を説明いたします。

まず、先ほど説明したとおり、令和 5 年度に目標増殖量を減量する見直しを行いました。

次に、県内の遊漁者数の状況ですが、震災以降は大きく落ち込み、新型コロナウイルスがそこに追い打ちをかけましたが、令和 3 年以降は震災前の水準まで回復してきております。グラフを示しておりますので、併せて御覧ください。

漁業協同組合の中には、組合員の減少、種苗費の高騰等により、経営状況が厳しいところもありますが、遊漁者が回復してきている状況を踏まえ、放流数を減らすのは得策ではないと判断しております。

これらのことから、令和 7 年度の目標増殖量は、令和 6 年度と同数とすることを提案いたします。

資料 11 ページを御覧ください。各漁業協同組合の魚種別の令和 7 年度目標増殖量をお示ししております。先ほど説明しましたとおり令和 6 年度目標増殖量と同数の数量となっております。

なお、本日の審議の後、決定した目標増殖量は、水産庁の技術的助言に従い、インターネットで公示することといたします。なお、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、事務局に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

中沢委員

私が所属する阿武隈川漁協でも、経営状況が厳しい。その中でも、資料の実績を見ると、各漁協がんばって目標増殖量を達成するように努めている。

この目標を守っていくことで、遊漁者を増やしていくことになるので、望ましい目標だと思う。この目標案に全面賛成です。

片山会長

御意見ありがとうございます。他にございませんか。

各委員	(なし)
片山会長	他に無いようですので、議案第3号「令和7年度目標増殖量について」をお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
各委員	(委員7名中、7名挙手)
片山会長	全会一致ですので、議案第3号「令和7年度目標増殖量について」を原案のとおり決定しました。 なお、本決定につきまして、内水面漁場管理委員会のホームページに掲載するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を議題といたします。事務局から説明願います。
新関書記	はい、議長。書記の新関です。 議案第4号、コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について説明いたします。なお、コイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。 資料12ページを御覧ください。 概要ですが、KHV病はコイだけに感染し、死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。 「2、全国及び県内におけるKHV病の発生状況」を御覧ください。図1に全国の発生状況を示しています。 平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年には910件と多くの発生が見られました。その後の発生件数は減少傾向で、令和4年は13件となっています。 次に、県内の発生状況について図2を御覧ください。 本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会は、阿武隈川本支流についてのコイの持ち出し禁止、公共水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示を発動し、現在まで継続しております。 その後、県内における発生件数は、平成17年をピークに減少しましたが、その後も散見した発生がみられます。令和6年には、県中地方の公園の池において1件発生が確認されました。なお、この案件については、令

和6年12月に、すでにコイの処分及び池の消毒の措置が終わっております。

次に、「3、コイの内水面養殖業収穫量」について、図3を御覧ください。

これは平成20年から令和5年までの、コイの全国及び本県の養殖生産量を示しており、面グラフで表しているものが全国の生産量、棒グラフが福島、茨城、群馬をそれぞれ示しております。

茨城県が全国1位の生産量ですが、福島県はそれに次ぐ全国2位となっており、有数のこい養殖業の県であることがわかります。

最後に、「4、既発生水域について」を御覧ください。

国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付けており、福島県では、阿武隈川水系を既発生水域に指定しています。国の指針においては、既発生水域を解除する要件が示されていません。

事務局としましては、引き続き、KHV病まん延防止のため、委員会指示の継続が必要であると考えております。

資料13ページを御覧ください。

委員会指示と、指示に基づく水域の指定に関する告示の原案を示しております。

指示の内容は、「1、持ち出し禁止」、「2、放流の制限」、「3、遺棄の禁止」、4には、試験研究の適用除外の内容を付しております。指示の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としております。

なお、「1、持ち出し禁止」の(二)に「委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする」と規定されているため、別に指定水域を定め、告示する必要があります。

資料下段に、指定水域を定める告示案を示しております。指定水域は、従来どおり「阿武隈川本流及び支流」としております。

また、新たな水域においてKHV病が発生するなど、緊急に水域の指定が必要となった場合は、迅速な対応が求められることから、水域の指定の追加については会長一任としてくださるようお願いいたします。

なお、指示及び指定水域を継続する案について、関係漁協である阿武隈川漁業協同組合及び南東北内水面養殖漁業協同組合に事前にお伝えし、「異議なし」の旨確認しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

各委員 (なし)

片山会長 無いようですので、議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」をお諮りいたします。

ただ今、事務局から説明したとおり、委員会指示を1年間延長して発動することに賛成の方の挙手を求めます。

各委員 (委員7名中、7名挙手)

片山会長 全会一致ですので、議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を原案のとおり決定しました。

本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することとします。

また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思いますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の専決事項として扱うことといたします。

なお、新たに水域が指定された場合は、委員会で御報告いたします。

(8) 報告事項

片山会長 続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」、知事部局より報告願います。

山廻邊課長 はい、議長。水産課の山廻邊です。

報告事項ア、漁業権に係る資源管理状況等の報告について報告いたします。資料14ページを御覧ください。

令和7年1月22日付け6生流第4093号で、知事から貴委員会へ報告しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

新関主査 はい、議長。水産課の新関です。

資料15ページを御覧ください。

1の概要及び2の根拠規定を御覧ください。今回の報告は、漁業権漁業における資源管理の状況等について、漁業法第90条第2項及び漁業法施

行規則第 28 条第 3 項に基づき、知事から貴委員会へ報告するものです。

なおここで、資料に修正があります。1 の概要の部分の 2 段落目、「知事が受けた報告事項について内水面漁場管理委員会に漁業法第 91 条の規定による指導及び勧告等に関する必要な報告を」とありますが、今回、指導及び勧告は行いませんので、「漁業法第 91 条の規定による指導及び勧告等に関する」の箇所を削除願います。

説明を続けます。資料中段の「3、報告方法」に沿って、書面により内水面共同漁業権と内水面区画漁業権の漁業権者より報告を受けました。

なお、報告の対象期間は、内水面共同漁業権は令和 5 事業年度、内水面区画漁業権は令和 5 年の 1 年間となります。従いまして、令和 5 年度の漁業権切替以前の内容も含まれております。

資料の「4、報告結果」について、別紙 1 から 4 に示しております。資料 16 ページを御覧ください。

まず、別紙 1 に内水面共同漁業権における資源管理状況等の取組一覧を示しております。

表の左より免許番号、漁業権者となる漁協名、漁業権の行使の状況として組合員数と漁業権行使の有無、資源管理状況等に関する目標増殖量の達成状況と主な取組を示しています。

漁業権の行使については、28 漁場のうち 9 漁場において、出荷制限の指示など東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による漁場利用の制限がありました。

次に、目標増殖量の達成状況については、28 漁場のうち 18 漁場で目標増殖量の達成ができておりませんでした。

目標増殖量を達成出来なかった要因として、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響、種苗の確保ができなかったこと、種苗単価の高騰による経済的理由等の報告を受けており、漁業権者の責めに帰する事由ではないことを確認しております。

増殖行為以外の取組として、漁場環境の整備や有害鳥獣対策、外来魚対策、地域参画などの取組も実施されておりました。

資料 17 ページを御覧ください。

別紙 2 として、令和 5 事業年度における漁業権者ごとの遊漁承認証販売実績を表に示しております。東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により浜通り河川の多くで遊漁が再開されていない状況となっておりますが、その一方で、福島県全体の合計販売枚数は 124,480 枚となっており、震災前と同じ水準の販売枚数となっております。

資料 18 ページを御覧ください。

別紙 3 として、目標増殖量に対する漁場別・魚種別増殖実績を資料 21 ページまで示しております。

資料 21 ページの下段に福島県全体での魚種ごとの増殖実績を示してお

り、その一番右端に福島県全体での目標増殖量あたりの達成率を示しております。県全体でみると、フナとアユで100%を下回っておりました。先ほどの説明と重複しますが、フナは種苗確保ができなかったこと、アユは種苗単価の高騰による経済的理由によるものとなっております。各漁場・魚種ごとの放流実績の詳細については、後ほど御確認ください。

次に、内水面区画漁業権に関する報告について説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

別紙4として、内水面区画漁業権における令和5年の生産状況を示しております。令和5年の実績ですので、漁業権免許切替前の漁場を含んでおります。

39漁場のうち17漁場で取上数量の報告があり、22漁場では取上数量なしの報告でした。

なお、今回取上数量がなかった漁場は、令和6年1月1日付の漁業権の切替で新たに免許されない、もしくは、別の漁業権者に免許された漁場、また、一時的に利用していない漁場となっております。

資料14ページにお戻りください。

以上を踏まえ、知事から貴委員会への報告文にあるとおり、漁場が適切かつ有効に活用されていることを確認し、各漁業権者に対する漁業法第91条第1項に規定に基づく指導の必要がない旨報告いたします。

以上で、報告事項アの説明を終わります。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

各委員

(なし)

片山会長

御質問等がないようですので、ただ今の報告について、御承知願います。

片山会長

続きまして、次の報告事項に移ります。

報告事項イ「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、事務局より報告願います。

新関書記

はい、議長。書記の新関です。

報告事項イの令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について報告いたします。

資料の23ページを御覧ください。

本年度の協議会は令和6年10月31日に山形県山形市で開催され、事務局から私が参加いたしました。

議事の内容について、抜粋して説明いたします。資料24ページを御覧

ください。

中央省庁への提案活動に係る令和7年度提案項目案について議事がございました。

資料 25 ページの前書きに続き、26 ページから 48 ページまで提案項目の案が記載されています。

令和7年度提案項目は、令和6年度と同様であり、1 外来魚対策について、2 鳥類による食害対策について、3 魚病対策について、4 河川湖沼環境の保全及び啓発について、5 放射性物質による汚染対策について、6 ウナギの資源回復について、7 内水面漁場管理委員会制度の堅持についての7項目とすることで議決されました。

個別の説明は省略しますので、後ほど資料を御覧いただければと思います。

資料 49 ページを御覧ください。

会議では、これら提案項目の内容について検討され、千葉県、茨城県、本県から意見を提出しておりました。

資料 50 ページから 52 ページまでその内容を示しております。

千葉県からは、提案書の前書きに、内水面漁業の重要性を総括的に記載することとの提案がありました。

茨城県からは、外来魚対策の対象種にミシシippアカミミガメを追加することとの提案がありました。

本県からは、魚病対策の項目のうち、コイヘルペスウイルス病に係る提案の文章について、より適切な文章に修正すべきとの提案を行いました。

なお、本県からの意見については、事前に各委員に令和7年度提案項目案を御確認いただき、その際に意見があったものであります。

千葉県、茨城県、本県からの意見については、会議の場で検討され、東日本ブロック協議会としては、すべて了承されました。今後、全国内水面漁場管理委員会連合会の事務局で内容を精査した後、本年3月の理事会で検討されることとなっております。

資料 53 ページを御覧ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員案について、東日本ブロックからの選出案を示しております。副会長に岩手県、表彰選考委員会の担当理事に本県、漁場管理対策検討会の担当理事に東京都、監事に茨城県が選出され、案のとおり了承されました。

今後、令和7年5月に開催予定の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会において役員改選が行われ、当該役職に就任することとなります。なお、任期は4年間となっております。

資料 54 ページを御覧ください。

次回、令和7年度の東日本ブロック協議会は千葉県での開催が予定されております。

以上で報告を終わります。

片山会長 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

各委員 (なし)

片山会長 御質問等がないようですので、ただ今の報告について、御承知願います。

片山会長 御案内しておりました議事はすべて終了しました。
その他、何かございませんか。

各委員 (なし)

片山会長 無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

(9) 閉会
石田書記

御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第22期第1回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和7年2月5日

会 長 片山 亜優 

議事録署名人 熊田 純道 

議事録署名人 三木 志津帆  

